



医療・福祉における最近の動向

2016年6月 (No. 20)
NAO Consulting Group

医療法人における役員報酬設定

I はじめに

税制動向としてまず押さえておきたいのは、法人は減税され、個人は増税する流れであることです。

2016年度の税制改正大綱では、2018年度へ向けて法人の実効税率を段階的に引き下げる方針が打ち出され、法人実効税率は2016年度が29.95%、2018年度は29.74%となります(表1)。一方、個人への所得税と住民税を合わせた最高税率は、2015年に50%から55%に引き上げられました。

(表1)

	2015年4月～	2016年4月～	2018年4月～
法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%
個人の最高税率	55%		
給与所得控除額上限	245万円	230万円	220万円
医療法人の社会保険診療部分には、事業税が非課税となる為、医療法人実効税率はさらに低くなります。			

さらに、個人に対しては給与収入から「給与所得控除額」を差し引いた部分に課税されますが、この給与所得控除額の上限が2018年には245万円から220万円に引き下げられます。このように個人の所得に対しては増税傾向にあるため、高額な役員報酬に対しての課税負担がより多くなると言えます。

II ライフサイクルを熟慮した対策

法人は減税され個人は増税する流れと、法人運営を平行して考える場合、役員報酬への所得税に比べると、税負担が大幅に軽減される退職金制度の利用も視野に入れる必要があるでしょう。特に勇退の時期が具体的に検討できるのであれば、現在の役員報酬を将来の役員退職金に移転させる事によって、全体で

の税負担軽減に繋がります。
但し役員報酬を決める際にいくつか注意点があります。

1 点目

税務上認められる役員退職金の額は、退職時の給与額等が基準となります。つまり退職へ向けての役員報酬額の検討をする際には、税務上認められる役員退職金と連動して意思決定を行う必要があると言えます。

2 点目

役員報酬の額を変更する場合、いくつかの要件を充たす必要があります。まず改定時期です。法人の役員報酬には「定期同額給与」という規則があり、会計年度中に役員報酬を自由に増減することは認められません。金額の改定は年1回、事業年度開始から3カ月間に限られます。通常は定時社員総会や理事会のタイミングで行います。

3 点目

役員の給与設定においては勤務の実態が必要です。全く勤務実態のない役員に高額報酬を支払うことは税務上問題となります。報酬の決定に際しては、実際の業務内容（資格を含む）や貢献度を勘案することが重要です。

医療法人は法人格を持った生き物です。外的な要因として、各種法制度が変化する事よっての影響も受けますし、内的な要因であれば法人を構成する社員・役員や法人そのものの運営状況によって常に意思決定が求められます。定期的なメンテナンスを意識し、より適切な法人運営が望まれます。

（文責：医療福祉コンサルティング部 瀧）